

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第31回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 11 月 17 日（水曜日）		開会 13 時 00 分		閉会 15 時 37 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、田村、山腰				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内					田湯次長
欠席委員		水口					山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 平成 22 年度一般会計補正予算について						
	(2) 平成 22 年度除排雪計画について						
	(3) 地域職業訓練センター施設の譲渡について						
	(4) 平成 22 年度一般会計補正予算について						
	(5) 株式会社滝川農業開発公社の解散経緯について						
	2. その他について						
	包括的経済連携に関する基本方針の策定に関する要望意見書（案）について 11 月 26 日に招集予定の第 5 回臨時会に上程するため議会運営委員会に提出することと決定した。						
	なお、提出先等は正副委員長に一任することとした。						
	3. 次回委員会の日程について						
	平成 22 年 11 月 24 日（水）午前 10 時より第三委員会室において開催することと決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 山 木 昇 ㊦							

平成22年11月15日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成22年10月29日付け滝議第120号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	若 山 重 樹
経済部参事	多 田 幸 秀
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課農業基盤整備室主査	寿 永 七月男
建設部長	大 平 正 一
建設部土木課長	川 本 滋
建設部土木課副主幹	尾 崎 敦
建設部土木課主査	千 葉 一 稔
建設部土木課都市計画室長	千 葉 強
建設部土木課都市計画室副主幹	湯 浅 芳 和
建設部土木課都市計画室主査	中 井 崇 敬
建設部土木課都市計画室主任級主事	東 忠 司

(総務部総務課総務グループ)

第31回経済建設常任委員会

H22.11.17(水)13:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

（1）平成22年度一般会計補正予算について

（資料）都市計画室

（2）平成22年度除排雪計画について

（資料）土木課

《経済部》

（3）地域職業訓練センター施設の譲渡について

（資料）商工観光課

（4）平成22年度一般会計補正予算について

（資料）農政課

（5）株式会社滝川農業開発公社の解散経緯について

（資料）農政課

2. その他について

○包括的経済連携に関する基本方針の策定に関する要望意見書（案）について

3. 次回委員会の日程について

平成22年11月24日（水）午前10時 第三委員会室

○ 閉 会

第31回 経済建設常任委員会

H22. 11. 17(水)13:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 13:00

委員長

委員動静報告

欠席～水口。委員外議員～窪之内。毎日新聞、プレス空知、北海道新聞の傍聴を許可する。また、滝川西高等学校の和田君が議会事務局に実習で来ているので傍聴している。

委員長

1. 所管からの報告事項について

議案関連については(1)、(4)、(5)である。議案審査にならぬよう留意願う。(1)について説明願う。

千葉室長

(1) 平成22年度一般会計補正予算について

委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

山 腰

説明が終わった。質疑はあるか。

大平部長

何十年来の懸案だったこの事業が、見事に進んで大変よかった。乗降客5,000人が3,000人云々という話もあったが、いずれにしてもJRがよく了解してくれたと感心している。いろいろな努力の結果がここに至ったのだと思う。過去の経験からするとこの種の仕事というのは、残念ながら地元企業にはなかなか当たらないというのが過去の経緯だった。お互いに国も市もJRも資金を出すわけだから、我々としてはこの事業ですべてとは言わないが、滝川市が参入できる部分はあると思う。そういうことはどう考えているのか伺う。

山 腰

基本的にはJR側に指定業者がありその中で進められると思うが、滝川市においても指定業者を持っているところもあるので、もし発注できる部分があれば発注してほしいと要望したい。

大平部長

全国各地の例を見ると、なかなか難しいことであるが、今の時代はそういうことではいけないと思う。所管にはぜひ、最大限地元の仕事が落ちるように努力してほしい。また、完成年次はいつになるのか伺う。

山 腰

JRに対しての補助金は議会で議決していただき、JRから市に対し補助金交付の申請手続があると思う。その時点でJR側が調査設計に入る。調査設計が終わった後に着手完成のめどが立つので、JRからの報告待ちであり、今憶測で述べることはできない。JRから報告があり次第直ちに委員会に報告したいと思っている。

大平部長

おおよそでもわからないのか伺う。

私どもからは軽々と話すことはできないが、一日でも早く完成を願っているもので、その旨伝えてはいる。完成年月日は知らされていないので、情報を得た時点で報告させていただく。

委員長

他に質疑はあるか。

田 村

この2億5,300万円の予算が今後ふえたり減ったり変わることがあるのか伺う。これは全体額として上がっている金額であり、最終的には精算になる。かなりの精度で積算され、国とのやりとりの中でも積算されているので大きく変わることはないが可能性がないとも言えない。

田 村

変動が大き過ぎても問題が起きて、臨時会に諮ることもあるのだが、実際に着手してみると3,000万円足りなかったなどということがあっては困るので考え

- を伺う。
- 大平部長 何ともはっきり申し上げられないが、今までもＪＲと踏切や跨線橋等の整備に関していろいろ行っているが、一般的に精算して余ってくる。特に大きなことがなければ増額ということになっては我々も困る。それはかねてから伝えてあるので、そうはならないだろうと思っている。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 説明資料の中での滝川市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金については、交付要綱による説明があったので、その要綱を資料要求をしたい。
- 委員 長 資料要求について委員に諮るがよいか。（よし）所管は提出できるか。
- 千葉室長 提出できる。
- 委員 長 後ほど提出していただきたい。
- 副委員長 ① この補助金は市の３分の１負担分ということで当然単費になると思うが、念のためその財源が何か措置されるものがあれば伺いたい。
- ② 国の補助制度が従来は１日の乗降客が５,０００人であったのが大幅に引き下げられて３,０００人になり滝川市が該当したということについて、その制度は法律ではなく省令だと思うが、どのようなものがいつ変わったのかについて伺う。
- ③ 説明資料の一番下の行がよくわからないのだが説明願いたい。
- ④ 今回のこの設備全体であるが、従来からエレベーター３基つけるのになぜ２億５,０００万円もかかるのか、ＪＲ駅のバリアフリー化は今の時代の最先端を行くと同時に行うということはわかるのだが、例えばホームの転落防止さくというのは札幌の地下鉄で採用されているレベルで、ＪＲ札幌駅ではまだ導入されていないと思う。それぞれどういうレベルのものなのか、この説明資料だけではわからない。音声の案内については何となくわかる気がするが、今の跨線橋のどこがどう改修されるのかについても伺う。
- ⑤ 拡大図を見ると駅コンコースを出たすぐにスロープができるようだがその辺についても説明願いたい。
- ⑥ 来年度の国の概算要求に入っているのか。また、ＪＲの姿勢として国が概算要求をすればＪＲも動くということなのか、ＪＲも市と一緒に国に求めるということなのかについて伺う。
- 湯浅副主幹 ③ 資料の不明な点について説明する。平成１６年から１８年にかけて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正があり、法改正に伴って修正を行わなければならないということが１点と、時間的な経過が５年以上あるので内容についても時点修正させていただきたいという意味での記載である。
- 大平部長 ① 財源措置の関係であるが、さまざまな予算ではあるが基本的には単費である。起債を含めて容易でない予算について財政課で検討しているところである。
- ② 基準の関係であるが、今も制度上５,０００人以上の駅となっているが、その中でも５,０００人以下でも重要な駅ということで、例えば交通の分岐点となる駅等については５,０００人以下でもという要綱になっている。滝川市としては重要な駅とかねてから要望していたもので、このたびそれが認められたということである。
- ④ 設備の図面のことであるが、この法の中で国として認められる範囲の設備である。転落防止さくとは端の奥の方にさくがついている程度で、そんなに華美なものではない。この辺を国とやりとりをしてきて今認められる。国として

の基準の最低限のものであるが、その中で例えば自動ドアについてはこの事業では認められていない。現実にはＪＲ負担で我々の負担にはなっていない。ＪＲとしてやるべきことはやる。基準の部分では国の基準どおりになる補助、市も国と同じ分の補助ということになる。

⑥ 国の予算は平成 22 年度予算であり、この種の予算に余裕があったというのもタイミング的には大変よかった。国の内諾も得ており、市で議案を提出して予算化されれば、国も市も予算がつき最終的にＪＲとしても実施決定がされると思っている。

⑤ 1 番ホームのところに三、四段の段差があつて、そこにはスロープもつけ駅舎自体もバリアフリー化していくという考え方である。

副委員長

① 国は平成 22 年度予算の中に入っているから補正予算は組まなくてもよいというが、基本構想作成費と同時に滝川市の建設補助金が 3 分の 1 つくということであれば、自動的につくられるということになる。ＪＲも少なくとも平成 23 年度予算にはなると思うが、見通しは幾らになるのか伺う。

② 設備では、今回補助金以外に資料の図の米印部分で自動ドアについて指摘されたが、ほかにあれば伺いたい。バリアフリー以外の跨線橋の改修というのが、今回あるかどうかについて伺う。

大平部長

① 見通しの件であるが、相手があることで軽々には言えないという答弁をしたところであるが、22 年度の予算がついて市の予算もあるということで、その辺は理解願いたい。

② ここではバリアフリーに関して自動ドアはＪＲ側の負担ということであらわしているが、それ以外の部分でＪＲ側がプラスして行う部分の情報は得ていない。

副委員長

① 要綱を見たけれども特に質疑をするようなところは見当たらない。予算というのは現年度使わなければ繰越明許費ということになるが、予算が執行されるときというのはＪＲが予算化したときとなるのか、予算システム上のことについて伺う。

② 要望としてＪＲが今回自動ドアを自分の経費で行うというのは自動ドアでなければバリアフリーでないので、立派なエレベーターと昭和初期を思わせる跨線橋の組み合わせが非常に芸術的だと言う人もいるかもしれないが、強度的には問題があると思うので、これを期に建材を張りつける必要があると思う。市民はしっかりと見ているし、生まれ変わったということも大事だと思うので、有効的に進めてもらいたいと思うが考えを伺う。

大平部長

①② 十分意見として伺っておく。ＪＲも新聞等を見るとかなり減収もされているようなので難しいかと思うが、この際きれいにしてもらえればありがたいと思っている。最終執行についてはエレベーターが完成したときということになる。ＪＲからの完成の工期の期日を待って予算措置することになる。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (1) は報告済みとする。(2) について説明願う。

(2) 平成 22 年度除排雪計画について

千葉主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

田村

除雪業者というのは合併した業者もいると思うが、ことしは何社で去年は合併等で何社減ったのか伺う。

川本課長

除排雪の委託業務については 10 月 29 日に滝川環境維持協同組合と契約をさせ

田 村
川本課長

委 員 長
副委員長

川本課長

副委員長

ていただいた。昨年と大きく変わってはいないが、昨年の段階で元々組合に入っていたところが1社合併して17社、ことしも17社ということになる。合併した2社があって、合併して1社になったら1社減るのではないかと。1社は組合に入っていなかったところで、もともとあったところに新しく1社が合併したということで大きく変わっていないということである。

他に質疑はあるか。

① 契約期間と雪の降り始めということで問題になるのだが、ことしの場合は11月18日が契約日ということから、今の段階で降っていないので問題はないと思うが、3月15日で契約が切れて、契約期間外については別途追加予算ということだと思うが確認したい。

② 昨年のような大雪になった場合には、燃料費を追加で支出すると思うが、人件費、機械の維持費などについては契約した金額で支払うなど、降らない年と降る年で平均されるので業界と合意ができていると思う。実態としては、そこで泣くのは雇用されている人たちであり、雪が降らなければ支払われないわけで、最低1カ月に何日分の人件費が払えるのか、降雪日が50日を超した場合に幾らプラスするとか、そういった契約についての改善は考えているのか伺う。

③ アルコールチェッカーについて国や道では導入されているが、市でも検討すると答弁が出ていたがこれについて伺う。

① 10月29日に契約している。体制は整えていつでもスタートできるようになっている。3月30日までの工期ということで取り進めているので、その中での動きは柔軟に対応できていると思っている。設計の中身であるが、基本的には人件費と機械損料とあるが、機械損料というのは大きく固定されて見ており降っても降らなくてもその分の人件費は確保されている。

② 燃料費については当初設計していた分より出た場合については変更することになっている。降雪量の多い少ないは設計上問題はない。

③ アルコールチェッカーについては決算審査特別委員会のときにも質疑があったが、国では行っているということだった。国ではスタートする際の駐車場が1カ所で決まっていって行きやすい状況だが、我々のほうはセンターに集まる場合と、自社から出る場合があるので1カ所でということはできないが、今後は除雪業者についてはできるだけ注意を払って行うように指導したい。

① 工期が3月30日までと言うが実際は3月15日には会社のほうでショベルの先をかえたり整備に入ってしまうので、3月15日でもうできないという状態で、それは暗黙の了解の中でそうなっているのか。雪があるうちはどれくらいになったらそういう取り外し作業に入ったらよいのか。本来は30日までの契約だからショベルの先は除雪用をつけておいてもらわなければならないので、取り外しにかかるというのは市としてどのように把握しているのか伺う。

② 設計上問題はないと言うが、現に機械のオペレーターをされてる方々が非常に辛いことを言う。雪が降らないときは会社にはお金が入るのだが、一月5日分しか入らなかったと言っているのが実態である。雪が降らない場合は固定払いだというならば、その場合は人件費は何日分を支払うのか、契約のときに業者に指導するような仕組みを考えないと、設計上問題はないというのは何が問題ないのか、私は雇用の面では問題があると思う。貴重な技術者なのだから心ない扱いに結果的になっているということは設計上改善を要すると思う

が再度考えを伺う。

③ アルコールチェッカーだが、今回のAPECの警備のためにたくさんの警官が来て、新聞で見ただけでも5人ぐらいの警官が飲酒運転や酒気帯び運転をしている。こんなに厳しくなってもなぜこういう公務員の不幸事がふえているのかというと、結局私はその方たちは何らかの病気をかかえているのだという可能性が高いと思う。やめたくてもやめられない。断定はしないがそういうことを考えたら滝川市の除雪作業で、飲酒や酒気帯び者が事故で市民を巻き添いにするという事を未然に防ぐには、抜き打ちでアルコールチェックをすることで、本当に我慢できない人たちがいるのだという前提に物事を進めていくということについて考えを伺う。

大平部長

① 運転手の処遇の話であるが、私どもの情報ではほとんどの会社が月給と聞いている。どこからの情報かわからないが、時間借り上げで行っているのは排雪のトラックだけである。除雪に関しては私どもの設計は月の額と定めていて、多くの会社は月給制になっていると聞いている。

③ アルコールチェックの問題であるが、病気の人もあるかもしれないが、いろいろな安全講習会で警察の方に来てもらってやっている。会社の責任としてチェックしていかなければならないと思うが、契約上で必ずチェックするとか抜き打ちチェックをすることかというところまでは至っていないが、いろいろな場面で会社の体制としてアルコールチェックをしてほしいという話はしていかなくてはいけないと思っている。

② 期間の話であるが、設計上契約の日から3月31日までということで、11月20日から3月19日までの4カ月間はフル体制を取ってほしい。その前後の期間は終わるまで体制を見ながら、例えば車両保険とかは31日までということで有事の際はお願いするといった内容になっている。状況によっては3月20日過ぎにペンキを塗る作業は行っているかもしれないが、それはすぐ出れない状況ではないと理解している。

副委員長

① 人件費のことにこだわるようだが、所管のほうでは月給制と把握しているということだが、私は現に路線を確保している業者のオペレーターから聞いているので、所管が把握されていない方々もいると思うので、先ほどのアルコールチェッカーと同様組合の方に、そういった声が議会でも出ていると、そういう状況であれば改善を求めるといふことの考えを伺う。

② 200メートルと220メートルの延長について、数字だけ言われたので増減と場所について伺う。

大平部長

① 会社の雇用体系については我々が指示することにはならないが、大切な運転手であるからその辺も考慮して会社としても対応してほしいということは話していきたいと思っている。

千葉主査

② 車道除雪の関係では、屯田町715号線、屯田町711号線の2路線であり、歩道除雪は大町1丁目通り線500メートル、9号耕作線100メートルの2路線である。

副委員長

屯田町何線と言われてもわからないが、新たに住宅が立った場所なのか、それ以外の理由なのか伺う。

千葉主査

屯田町においては介護施設新築に伴う増である。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内員外議員

副委員長の質疑でアルコールチェッカーのことを話したが、前回質疑した後に

大平部長
委員長

ラジオでチェックが法的に義務づけになったという報道を聞いている。雇っている業者の方が運転して出て行く前にしなければならないというものだが、何年度からやるのかわからない。私の記憶違いかもしれないので関係機関に調査する必要があると思うが考えを伺いたい。

私どもも情報を持っていなかったので十分調査したい。

他に質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。ここで所管入れかえのため休憩する。

休憩 13:47

再開 13:55

委員長

休憩前に続き会議を再開する。(3)について説明願う。

(3) 地域職業訓練センター施設の譲渡について

(別紙資料に基づき説明する。)

五十嵐課長

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

田村

① 残りの4市町の中でも1市でもやめたということが出た場合はどうなるのか伺う。

② 5市5町がまとまったとしても運営負担金が今後どれくらいかかるのか伺う。

五十嵐課長

① 15日に開催した5市5町の課長クラスの会議では、特段反対意見はなかった。了解されると思っている。

② 運営負担金についても会議の席上、これまで行政が負担していた運営負担金を上乗せしないという前提条件つきで、当日皆さんに了解してもらったという経過もあり、これまでセンター協会と打ち合わせをしていく中でも、運営負担金については増額しないで現状維持のままで運営していくということで了解を得ている。

田村

長く続けていければよいのだが、例えば一、二年行って人も集まらないというようなことから運営が不可能になることはないのか。現在3,200万円の積立金はあるけれども、これがなくなったときにはどうなるのか伺う。

五十嵐課長

3,200万円の大規模修繕の積立金であるが、先ほど説明したとおり、厚労省の方針として3年間は大規模修繕については国が面倒をみるということである。ここ10年の大規模修繕が8,400万円の予定ということで道にも提出しているが、3年間の中で半分以上の部分が、国のほうでやってくれるというあくまでも予定であるが。それ以降も地方負担が3分の1ということで、大規模修繕については十分賄えると思っている。また将来的なことになると、どこまで安定的にやれるかということは未知の部分であるので、これまで社団法人の組織の中で財政面について総会等で議論してきたが、それとは別に行政も運営のほうに目を向けなければならない時期に来ているのではないかということで、来年度からセンター協会の組織の中に行政部会を設けて、総会前に予算決算の内容について説明をいただいて、こちらの方からも運営について、十分把握をする中で行政としての意見を述べて、節減が図れるところは節減を図ってもらう。その中で運営費が足りない状況になれば、行政部会の中で議論をしながら支援をする方法を探っていく仕組みづくりをしたところである。

田村

国から市が無償譲渡を受けてセンター協会に譲渡するという一方で、この場合所有権をセンター協会に登録をするという意味なのか伺う。

五十嵐課長

そのとおりで所有権移転するということである。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

4市町で所有を国や道に求めて受ける方向で表明したのが約1カ月前で、それが急転直下、民間への無償譲渡になったということを新聞報道で知って驚いた。そういう中で、今後のあり方について最善の方法を皆で考えるということでは全く異論はない。中空知訓練センターがどんなときにも安定して職業訓練ができるという最も理想的な姿にしていかなければならないということで質疑を行いたい。

① 将来的に建てかえ問題が必ず出てくると思うが、大規模修繕で8,000万円もかければその後30年間は建てかえしなくてもよいというような大規模修繕になるのかということも含めて、将来的に5億円、10億円ということが発生しないのか。8,000万円程度であれば民間の施設に対する補助というのは可能だと思うが、民間の施設であれば国の交付金が使えないなどのデメリットはないのか伺う。

② 市の提案した滝川市から協会への譲渡について、どんな契約内容なのか。今後民間の施設を修繕または増築するために、いろいろな形で行政が支出をしなければならぬ局面が予測されるだけに、この契約書は相当いろいろなことを想定して書かなければならない。滝川市が持っていることで広域の他市町の理解は得にくいと言っていたが、民間の施設なのでそれどころの話じゃないと思う。そういう点でどんな契約書を考えているのか伺う。

③ この協会への無償譲渡のスケジュールについて伺う。

五十嵐課長

① 将来的な建てかえの質疑であるが、先ほど説明したとおりセンター協会の組織の中に行政部会をつくって年2回ぐらい会合を開いて、センター協会から説明を受ける話をしたが、これは毎年行っていく予定で、その中で将来的に建物も修繕はしていくが、基本的に耐用年数があるので建てかえの話も出てくると思う。そのときはセンター協会みずから建てかえる財源的なものが積み立てしてあればできるだろうが、それも難しいと思うのでそのときは再度行政の中で協議をしながら建てかえについて考えていかなければならないと思う。

② 無償譲渡の契約書の中身であるが、先ほど説明したとおり滝川市が11月末までに機構から譲渡を受けるかどうかの判断をしなければならぬ状況である。それを4市5町に了解を得るために、受けた後の形も提案しなければ判断できないということで、センター協会のほうへの譲渡を考えている。今回滝川市が受けることについて了解をいただく打ち合わせ会議となっていて、センター協会に譲渡するということになっても議会の議決も必要であり、3月に上程したいと考えている。それまでに条件整備もしていきたいと考えている。

③ スケジュールについても今言ったようなことを考えている。

副委員長

① 建てかえなどでは国の制度の財源的なものが使えるのかといったことを伺う。

② 一般的には公共施設の建物が無償譲渡する場合、当面は今回のように国が3年間激変緩和措置で修繕費を出す。その後は民間で行ってもらうということであるが、課長の今の説明は当面は民間で行う。将来的に必要なときは行政が支援するというので、こういった話は余り聞いたことがない。ほかの自治体で前例があるのかどうか伺う。

③ 将来は建てかえの可能性も否定できないとのことだが、そのときは再度行政の中で話し合うということであれば、やはり行政で持つというのが自然であ

り、広域で負担している同士なのでいろいろな協定を他市町の4市5町と結べばよいと思う。反対する者はいないと思うが、理解が得られないというよりもこの施設を守っていくには、市町村ががっちり支援するという体制をつくることのほうが大事であって、指定管理制度で公募しなければならない。公募したら大変なことになるとか、現実指定管理制度も6年目に入っているが、公募はたくさんの施設で行っている。目先にとらわれて50年後を見ていないというふうに言わざるを得ない。建てかえに限定して、将来建てかえが出たときに補助金が出るか出ないのかということと、そういうときに民間施設ということで、どちらが本当に行政としてやりやすいのかも含めて伺う。

五十嵐課長

① 補助対象についてであるが、認定職業訓練助成事業費補助金というものがあり、この補助対象は市町村であり、その他に認定職業訓練を行う中小企業事業主の団体、または連合団体と決められており、これについては職業訓練を行う社団法人も該当しているので補助対象になる。この補助制度の中身は運営費と施設設備費が補助対象になっていて、この補助制度が将来的にあればの話であるが、建てかえるときにも使えるお金である。

②③ 運営の関係であるが、5市5町の会議を行ったときにも、それぞれ行政負担をいただいているが、その中でセンター協会の現在の財務内容を見ている自治体もあって、その中で修繕の積立金、運営の積立金というものがある。十分積み立てられているということもあり、行政負担をふやすよりも先に対応していただいてその上で需要があれば行政支援ということを考えていきたいというような意見も多数あった。事前にセンター協会とも打ち合わせをする中でそういったことも協議し、了解している。

副委員長

① 行政財産や普通財産は別とした無償貸与の場合、これはそんなに進めづらい手法ではないと思うが、この方式でこういう問題があるということであれば伺いたい。

② 建てかえでの現制度で、国道、市の負担割合について伺う。なければ後で資料を出してほしい。

③ 積立金があるというが、それは今まで建物に関しては、国が何から何まで国費で行ってくれたから積み立てができたわけで、今度はその中からやるとすれば積み立てはどんどん減ってくる。協会がいずれ5市5町に4年後以降お願いをしていくということが見通せるのであれば、何らかの形で滝川市の施設にできないものか今後検討するのか伺う。

五十嵐課長

① 無償貸与の弊害であるが、先ほど説明したとおり、市が受けた後運営をどうするかはセンター協会とも十分協議してきたが、無償貸与だと市の裁量で途中で切られる恐れもあり、事業の継続性を担保にするには自己所有したいという申し入れがあつて、さらに広域法人化についても事務所を指定管理のように、将来的な担保がないよりは自己所有のほうが有利になるということもある。センター協会のほうも敷地内にみずからの建物も所有しており、この施設を譲渡することによって、一体的に管理運営ができるということも譲渡する理由としてあげ挙げている。こういうことを総合的に考えてセンター協会に無償譲渡したほうがよいのかという結論になった次第である。

② 建てかえの補助率であるが、国が3分の1、道が3分の1、地域が3分の1となっている制度である。

③ 積み立ての関係であるが、現在修繕積立が3,200万円くらい、運営資金積

立金が 2,000 万円ぐらいであり、大規模修繕については 3 年間は国で 100% 負担していただけるということで先ほど説明したとおりであるが、10 年間で 8,400 万円の大規模修繕を予定しているが、ほぼ 3 年間で予算の範囲内だとは思いますが採択されたら 2 分の 1 ぐらいで大規模修繕が完了する。今現在 4 年目を前倒しでできないかと考えているが、いずれにしても残り 4,000 万円程度は残る。地域負担は 3 分の 1 で 1,300 万円から 1,400 万円ぐらいの額になる。現在修繕積立が 3,200 万円ということで、積立金は減っていくのだがこれまでと経営内容が変わらなければ積み立てもできるようになるので、センター協会に自助努力していただいたり、不足分は行政が支えていくという考え方である。

副委員長 資料要求をしたいのだが、協会の広域法人化という目的が相当今回の動機になっているという答弁なので、広域法人化についての資料、広域法人化するためにこういうものが必要で、広域法人になるとこんなメリットがあるということがわかる資料と、もう一つはこれまでの修繕実績を過去 10 年にさかのぼった分の資料を願う。

委員長 五十嵐課長 所管は次回までに出せるか。

委員長 後段は出せるが前段については調べてから出したい。

委員長 所管は 24 日の次回経済建設常任委員会までに出すということで確認してよいのか。(よし) 委員はよいのか。(よし)

委員長 副委員長 そのように決定した。

副委員長 質疑ではないが、これまで職業訓練センターの運営については道議会がかなり通常の常任委員会で議題にしている。調査項目としてもきちんとしたものがある。今度は滝川市議会がどこまで議会として報告を受けられるものか、整備案を持って次回以降の委員会に臨んでももらいたい。意見とする。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (3) は報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 14 : 30
再 開 14 : 32

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。前回の委員会で副委員長から農業開発公社について資料要求をしていた。この 5.5 点に対する取締役会、清算会社での協議結果について、所管からの報告を願う。

若山部長 先般副委員長から 2 月の経済建設常任委員会で 8 点の資料要求があった。その中で、前回の経済建設常任委員会で 2.5 の資料は提出したが、残りの 5.5 点を新しい観点から出してもらいたいということだった。前回は、まだ会社自体は残っているので清算人に相談させていただくと話をさせていただいた。それで先般、清算人とその辺を相談させていただき、2 月の時点で取締役会が出せないと決めたものを、営業活動はできなくて清算行為に入っているが会社は存続している中で、当時の取締役会の話をはごにするわけにはいかない。今回は資料は出せないということで理解願いたい。また清算人との話の中で、2 月の時点の資料はあくまでも粉飾決算の資料である。今回私どもが議題としているのは農業開発公社の特別清算についてである。粉飾決算と特別清算を切り離して議論をしてもらいたいということもあって、今回は資料の提出は行わないということでした承願したい。

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 ① まず清算人の名前を伺いたい。

② 2月の時点の取締役会の報告ができないというのは法令に基づくものがあるのだろうと思うが、農業開発公社の特別清算をする上でこの資料が必要だということで求めたわけではない。市が損失補償をするに当たってその是非をどこまでやるのかという上での判断の資料にしたいということであるから、例えばその書類は公社の中にあるわけで、それを清算人に見せることもできないのか。それをもとに市が損失補償する側としてチェックし、場合によっては法令に基づいて取締役に損害賠償するということである。そういうことの了解を清算人に得るということとはできないのかを伺う。

若山部長

① 清算人は丸山健氏で、滝川市で弁護士事務所を開業している人である。

② 粉飾決算云々ということについて、先ほど話した前段というのは一度取締役会で云々というのが清算人の話で、後段は切り離して考えたいというのは私たちの話である。私たちの話の中以上にその当時取締役会が決めたことは、会社が残っている以上出さないというのが前提であることを理解願いたい。

副委員長

2月の段階は損失補償の判断に使いたいというのが常任委員会の資料要求の意図であって、それを拒否する理由は全く別な理由であり、所管としては常任委員会の意図を受けて考えた場合、清算人にこういう点で資料を見せてほしいということとは言えないのか。その理由は2月の取締役会の決定だからというのは、清算人が取締役会の決定はほごにできないということに基づいた話であって、それを理由に滝川市が議会に対して資料を出さないということにはならないのではないかと思うがいかがか。

若山部長

滝川市がというよりも会社自体がそういった考えであるという観点をもう一つ考慮願えればと思う。

副委員長

2月の時点では出せなかったのはそのときに取締役会が拒否したわけで、今の時点では特別清算に入っていて取締役会はないのだから、できないのであれば会社としてというよりも清算人の考え方になる。会社の考え方というのは清算人の考えということに置き変えて聞けばよいことで、損失補償で清算人に議会から是非の判断を求められているので、今の段階で清算人の判断でできないのかと言うと、それは取締役会で決めたことだから、何があっても新しい決定はできないとは会社法には書いていないと思うがいかがか。

若山部長

今の観点で取締役会は実質ないというのはそのとおりだと思うが、ただ会社としては残っているので、取締役はあくまでも委任し清算会社として会社自体は残っている。取締役会はなくとも会社自体の意思表示という形で、清算人と話をしてそういう結果になったということである。

副委員長

5.5 点の内容は、社長が粉飾決算を指示したということが書いてあるいわゆる社長協議メモ、それは退職した市職員で取締役だった野澤氏が、捏造したものだという答弁だった。捏造したということについては、私は簡単に信用することはできないと思う。まずその物を見せてほしいということや、630万円相当のタマネギ165トンを腐らせると、10トン車何十台分ものタマネギを腐らせるということで、結局この計算書では一言も触れていない。そういうものを含む7,200数十万円であれば損失補償を市が全面的にやるということを素直に認められないのではないかとということで資料を求めているわけで、その資料がないと議会では何にも進まない。丸山清算人にこう言われたからこれ以上所管としては前回の常任委員会で請求した資料を出す努力はしないということなのか、それとも、もう一度努力してみるということなのか伺う。

若山部長 記憶があやふやになっているところもあるが、副委員長の言う腐らせた云々であるとか、当初のメモであるとかの話は、既に議会で話されていて、私たちはあの時点で出せないと言ったことも含めて、この報告書にも書いてあるが、処罰も受けている人もいるし、そういう観点ではもう済んでいると私たちは認識している。

委員長 若干休憩する。

休 憩 14:43
再 開 14:44

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。所管からは今までも同じことを繰り返してきているし、質疑も過去の話に戻ってしまっていて、これ以上今の時点ではないという話であった。委員の皆さんからこのことに関して意見をいただきたいと思うがいかがか。

山 腰 新政会として必要はない。

副委員長 山腰委員の今の発言は、新政会の3名を代表しての発言だと思うが、その理由について伺いたい。

山 腰 先ほどから所管が何度も説明しているわけで、これは議会でも取り上げて行っていることである。前回の委員会で監査請求をしてほしいと申し入れがあったが、これも新政会の会派協議の中で必要なしとするのでそういう回答にしたい。なぜ必要がないかと言うと、我々はこのことについては所管から十二分に説明も受けているし、本会議でも聞いている。今この特別清算に当たって過去のことを掘り出して議論することで右左に変わることはない。清水副委員長は一方的に、個人の取締役がこうであったのではなかろうかという問題点をここで議論してもどうにもならないことで、清水副委員長が告発して刑事訴訟にするというならば問題は別であるが。経済建設常任委員会としてはこのことに対する資料要求は必要ない。

委員長 市民クラブからも申し上げるが、水口委員が欠席されているので、きょうの審議に関しては会派としての意見は私に一任されている。前回の委員会で新政会の山腰委員から会派の協議が22日に予定されているので、24日開催の常任委員会にそのことについては話をしたいということだった。たまたまきょうこの話が出たので申し上げるが、市民クラブも山腰委員と同じく必要ないということである。今この話の経過の中では私どももその件が出た場合にはお任せするということなので、私も同じことを何回も繰り返して行く必要はないので、このことに関しては所管から報告をいただいたのでこれでよいと思う。

副委員長 今2つの会派の方から前回常任委員会として求めた資料について、清算人が出さないと言っているからという理由で出されないことを認めるという。一度決めたことを覆し、出ないにもかかわらず求めないということが表明されたわけでその理由を伺う。

委員長 若干休憩する。

休 憩 14:49
再 開 14:49

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

副委員長 新政会の山腰委員が一度常任委員会で請求を決めたものについて、すべて資料を出さないというのは所管が言った理由だという。所管が言った理由というのは専門的なことも含めて、会社は残っていて会社の意思表示であり、2月の取

若山部長 締役会の決定は状況が変わっても、今の会社では覆すことはできないということで確認してよいか伺う。

副委員長 言っている意味がわからない。状況が変わった云々と言うが、会社自体は継続して残っていてそれを今特別清算という中身で行おうとしている。会社がなくなったのかというと、なくなっていないわけで、丸山弁護士もそういうことで言っているし、内部でも検討した結果、その中で会社としての意志や過去の表明を私たちも尊重しなければならず出せないということである。会社は変わっていないわけで理解願いたい。

副委員長 状況が変わったということは、2月の時点では損失補償が具体的に起きるということは全く前提にしていない資料要求で、粉飾決算の原因について調べる上での資料要求だった。今は違って7,200数十万円の損失補償を支出するかどうかという議決を前にして、果たしてその7,200数十万円というのが、会社の取締役等に過失や怠る行為があったかどうかを判断しなければならず、そういう状況が変化しているもとで請求しているわけで、このような状況でも会社に求める考えがないのか、考えても会社として出さないという判断をしているのか明解な回答を伺う。

委員長 ほかの委員はどうか。

中 田 先ほどから話しているように委員会の総意であるので、粛々と決めて議事を進行していただきたい。理由があるなしにかかわらず。

委員長 若干休憩する。

休 憩 14:53
再 開 14:54

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。いろいろ意見が出たので、皆さんの意見を尊重しながらもう一度確認する。所管からは報告済みということでよいか。他に質疑はあるか。

副委員長 わからないことを聞いているのに私に聞かせないということなのか。

委員長 休憩する。

休 憩 14:55
再 開 14:55

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。田村委員から意見があったので再度確認して次回の24日開催の経済建設常任委員会に改めて確認した内容を報告することによいか。(よし)

山 腰 つけ加えておくが、会社法で株式会社が今整理をしようとしているわけで、私的な感覚でその株式会社がどうこうと第三者が何も言うことではない。ただ何か悪いことをした云々とか、内部告発があったとか、証拠をつかんだとかであれば議会の問題ではなく、刑事訴訟すればよいわけだから、ただあるかのごとく清水副委員長は追及している。ここは百条委員会じゃないわけで、そんな調査権は清水副委員長にはない。求める資料は求めてもよいが、出せないという資料を何で出せないのかと言ってもどうにもならない。違う方法を考えたらどうか。

委員長 他に質疑はあるか。

田 村 私もよく清算人とか管財人とか勉強したが、情勢が変わったからそれはもういいよという場合もある。副委員長が言っているのと若山部長が前はこうだったと言っているのはわかるが、こういう問題になっているし7,200万円の補償を

どうするかというのも大きな問題なので、清算人にもう一度確認をして、次元が変わっているから再度相談をすべきだと思う。

若山部長 清算人が特別清算に入って、このような損失補償が出るという状況はもちろん報告しているし、11月11日にはこのような資料要求が行われたということも話している。

委員長 いろいろ意見が出ているので、再度清算人に資料を出せるかどうかを相談して次回に出してもらうということにしたいが。若干休憩する。

休 憩 14:58
再 開 14:59

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

若山部長 田村委員からもそのような意見をいただいたので、再度確認するということにさせてもらいたい。

委員長 そのように決定する。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 先ほど山腰委員から私的な会社の清算だということを言われて、議会がかかわるのは一定の限度があって訴訟等でやるべきだというような主旨のことを述べられたが、繰り返し申し上げるが総務省は第三セクター等の抜本的改革等における指針の経営責任の明確化と運営体制の中でこう書いている。経営者はその任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理又は再生を行うこととなった場合にあっては、民事上の責任追及、善管注意義務違反、忠実義務違反、違法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟等を問われることもあることについて、十分認識しておくべきである。それでは、この第三セクターの責任者に対して、最も求めなければならないのはこれによって損害を受けるのは滝川市なわけで、滝川市議会はどういった総務省の指針に基づいてしっかりと善管注意義務違反がなかったのか、その上でそれを判断する資料であるから、次回もう一度ということでのいいのだが、山腰委員の言われたことについてはそういうことを申し述べたい。

委員長 このほかにも案件があり、その話も大事な部分なので、この関係については24日にもう一度委員会に報告するというので、今回のことについては報告済みとするがよいか。(よし)(4)、(5)について説明願う。

(4) 平成22年度一般会計補正予算について
(5) 株式会社滝川農業開発公社の解散経緯について
((4)、(5) について別紙資料に基づき説明する)

新井課長 説明が終わった。質疑はあるか。

委員長 ① ここに書かれていることは、市民が見ても全体を把握できる唯一の資料だと思う。7点目の経営責任のところで、「善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等の法的責任があるとは認められない。」という表現であるが、今回の損失補償の大きなきっかけになったのは粉飾決算である。粉飾決算があったということはP2の中段に出ていたが、それがなぜここに該当しないのかといった説明が必要だと思うが伺う。

副委員長 ② P1、経営悪化の要因の中に粉飾決算で事実を隠ぺいしたことが2年度にわたって行われて1,400万円の赤字を計上した。この経営悪化の要因の中にこの粉飾決算や630万円のタマネギの腐敗というものが出るのが社会的常識だろうと思う。あえて書かない理由は何なのかについて伺う。

多田参事

①② 決算報告をしているとおり、粉飾決算については議会でも話をさせてもらって一定の判断をいただいた中で処分等も行われてきたと考えている。議会の場でも議論をして結論も出ていると考えている。今回特別清算をするに当たってこの総務省の指針に基づいて整理をしてきた。そういった中で清算人とこの辺について打ち合わせをする中でこのような表現をしてきている。粉飾決算があったということについてはこの中に記載をしているし、その粉飾決算があるからといってここにはつながらないと判断している。その清算を行った 21 期については、この中に記載があるとおり実質 300 万円の黒字になっている。そういった観点から公社としては経営が何とか継続できるのではないかなという判断で続けてきた経過がある。公社が 1 期目から事業をやる中で、初期の段階では自前で設備投資等も行ってきたという経過から、1 億数千万円の投資を行ってきて 6 期目、7 期目ぐらいまで赤字が続いてきたということがあり、過去に赤字の部分や黒字の部分もある。この赤字全体が粉飾に伴うものだといった話ではあるが、経営の中で赤字、黒字の状況を踏まえて現状になってきているということで事務局はそうように把握している。

副委員長

全く聞いていることに対する答弁になっていない。粉飾決算があったことは議会にも報告して云々、そのことが第 4 項に書かれているわけだから、経営悪化の要因や経営責任の中に粉飾決算がなかったのかと聞いているので、なかったという答弁でいいのか。例えば粉飾決算をする時はいろいろな事実を取締役会議に隠していたわけで、在庫の問題にしても在庫の状態は良好である。ところが裏では早く売らなければならないということがある。それを野澤取締役以外の社長以下すべてが知らなかったということで、そうでなければもっと早く売れた可能性がある。そうであれば 630 万円のタマネギを腐らさなくてもよかったかもしれない。そう思うのがごく自然である。粉飾決算でいろいろな事実が隠ぺいされ、タマネギが余って腐っていることも報告されなくても、それでも経営責任も当てはまらなければ経営悪化の要因になっていないという答弁で理解してよいか。

委員長

若干休憩する。

休 憩 15 : 25

再 開 15 : 26

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

多田参事

今回特別清算するに当たってこのような総務省の主旨に基づいて整理をしたものであって、粉飾の部分と今回の特別清算の部分については先ほど来から話しているように関係のない部分であると把握している。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)、(4)、(5)は報告済みとする。

2. その他について

委員長

手元に資料があるのでそれを見ていただきたい。私のほうからお諮りするが、既に新聞・テレビ等で報道されている 11 月 9 日に政府は関税の完全撤廃を目指す環太平洋戦略的経済連携協定いわゆる T P P の協議対象を閣議決定したところである。先般、岩見沢市において 1,000 人規模の抗議集会を開催した。承知のように空知総合振興局の試算では新聞にも出ているが、もし日本が T P P に参加した場合に米の生産額が 90%減、小麦に至っては 100%減、空知の農業全体では 92%減になり、農業が成り立っていない状況に追い込まれることが危惧されているところである。収入が皆無に等しい状況では多額の機械導入

の債務返済もままならないことになり、まさに国内農業は崩壊の危機に迫ってしまう。そういった背景からお手元に要望意見書案を配付させてもらっているが、国に対してＴＰＰへの参加は断じて行わないよう求める意見書を提出することを本委員会で決定をいただき、11月22日の議会運営委員会で最終決定をし、26日の臨時会において提案することで了承いただきたいと思う次第である。意見書案については、農民協議会から議長あてに提出されたものを若干文言整理したものである。何か意見があれば受けたいと思うがよろしく審議願う。

田 村

これは大変大事なことだと十分わかるが、そのＴＰＰというのは24の事業部会があると聞いている。これが実施されると例外品目なく全部自由化されるということはわかるが、24事業部会というのはどういうことかわかっている人はいないのか。提出する先が農政ばかりではなくほかにはどんなものがあるのか伺う。

委 員 長

若干休憩する

休 憩 15:32

再 開 15:35

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。もし中身でこれを入れたほうがよいのではないかということがあれば、後で出してもらいつけ足すこととし、正副委員長に一任してもらうことでよい。(よし) 包括的経済連携に関する基本文書に足すことになると思いますが、それでよい。(よし) 公明党はこの委員会に所属していないので私のほうから説明させていただく。22日の議会運営委員会において、この件について提出することになるが、私は議運の委員ではないので副委員長が提案説明することになるのでよろしくお願いしたい。

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

次回委員会の日程については、24日10時から第三委員会室で開催することと決まっているので案内は出さないことで了承願う。(よし) 以上をもって、第31回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 15:37